

【抜粋】 公衆浴場における衛生等管理要領等について

水質基準に関して

1.原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及びその検査方法

項目	基準	方法
色度	5度以下	透過光測定法
濁度	2度以下	積分球式光電光度法
pH	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量(注)	TOCは3mg/l以下、過マンガン酸カリウム消費量は10mg/l以下	TOCは全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法
大腸菌	検出されない事	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されない事 (10CFU/100ml未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

2.浴槽水の水質基準及びその検査方法

項目	基準	方法
濁度	5度以下	積分球式吸光光度法
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量(注)	TOCは8mg/l以下、過マンガン酸カリウム消費量は25mg/l以下	TOCは全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法
大腸菌	1個/ml以下	混釈平板法
レジオネラ属菌	検出されない事 (10CFU/100ml未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(注)塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、過マンガン酸カリウム消費量を測定すること。

【抜粋】 公衆浴場における衛生等管理要領等について

検査の頻度に関して

1. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水

1年に1回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

2. 浴槽水

ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。）、水質検査を行うこと。

浴槽水の消毒に関して

塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.4mg/l程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/lを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/l程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。

各自治体の規則に関して

東京都 公衆浴場法施行規則

最終改正： 令和5年12月5日

千葉県 公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

最終改正： 令和6年6月28日

埼玉県 公衆浴場法施行細則

最終改正： 令和5年10月17日

※自治体によって規則改正の内容やタイミングが異なる様です。気になる点が御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

ヒロエンジニアリング株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東1-14-11

ヒロキビル (受付・検体持込は1階)

TEL 03-3832-8451 FAX 03-3833-6674

URL <http://www.hiro-ec.jp/>

計量証明事業登録 東京都濃度第600号

建築物飲料水水質検査業登録 東京都58水第45号

建築物空気環境測定業登録 東京都63空第140号

ISO/IEC17025:2005 ASNITE 0118T (試験所の国際標準認定)

厚生労働省登録水質検査機関(厚生労働大臣登録第266号)